

疲弊した地域経済の回復に対する支援の抜本的拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は全国で減少傾向に転じ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は9月末で全て解除され、行動制限も段階的に緩和されている。

本県においても、今夏にまん延防止等重点措置が適用されるなど感染が拡大したところであるが、感染防止対策として県外との往来などの行動自粛や飲食店等の営業時間短縮、酒類の提供自粛などに県民一丸となって取り組み、県内の感染状況は沈静化したところである。

しかしながら、長引いた感染拡大や外出自粛は、観光業や飲食店をはじめとした多くの事業者に大打撃を与え、働く人たちの暮らしは大変厳しい状況に追い込まれている。

特に非正規雇用労働者においては、不当な派遣切りや雇い止め、就業時間の短縮による影響が深刻化しており、親の収入減少やアルバイトによる収入を断たれた学生等においては、公的支援を受けられずに困窮し、経済的理由による休学者や中途退学者が増加している状況である。

このような状況下において、コロナ禍で傷ついた我が国の経済を立て直し、県民の暮らしを守り、社会経済活動を再開していくためには、緊急の支援はもとより、コロナ以前の状況に戻るまで切れ目のない継続的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自治体において地域の実情に応じた経済対策に取り組めるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる充実と、基金への積立てを認めるなどの弾力的な運用を図ること
- 2 地方交付税については、所要額を確保するとともに、その財源調整機能を強化することとし、基準財政需要額の算定に当たっては、自主財源に乏しく財政力指数が低い地域などに最大限配慮すること
- 3 コロナの感染拡大により収益の悪化が生じている飲食業、観光業などの中小企業や個人事業主の事業継続と雇用維持のため、感染拡大リスクを適切に管理しながら、Go To トラベル事業を拡充するとともに、新たに予算化された事業復活支援金や一部見直しが予定されている雇用調整助成金等を拡充・強化すること
- 4 雇用情勢の深刻化を踏まえ、解雇や休業等を余儀なくされた非正規雇用労働者に対する休業支援金・給付金の更なる拡充を行うとともに、厳しい生活を送る働く人に対して直接支援が行き渡るような施策を実施すること

5 コロナ禍で困窮する学生等が学びを継続するための支援として、学生支援緊急給付金に加え、社会情勢が以前の状況に戻るまでの間、就学支援制度により経済負担を軽減し、国の将来を担う学生等が学業に専念できる環境を整備するための継続した支援を拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	金子恭之殿
財務大臣	鈴木俊一殿
文部科学大臣	末松信介殿
厚生労働大臣	後藤茂之殿
国土交通大臣	斉藤鉄夫殿
内閣官房長官	松野博一殿
経済再生担当大臣	山際大志郎殿